

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 29 日

福島県知事 殿



提出者

住 所：宮城県仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 7 号

氏 名：清水建設株式会社東北支店

執行役員支店長 竹中康博

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号：022-267-9105（東北支店 安全環境部）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社東北支店
事業場の所在地	宮城県仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 7 号
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業（総合工事業）
②事業の規模	令和 7 年度完成工事高 全社 14,896 億円 東北支店 435 億円
③従業員数	令和 8 年 4 月 1 日現在 全社 11,941 人 東北支店 417 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 分別解体により廃棄物を分別する。 ・新築及び改修工事 4R 活動により廃棄物の抑制 廃棄物の分別 搬出する廃棄物は適正処理をしている中間処理場及び最終処分場等に委託している。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「シミズの廃棄物リサイクルガバナンス」による。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和 7 年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙(2)による	
排 出 量	同上	t

(これまでに実施した取組)

- ・ 4 R 活動 (Refuse : 搬入抑制、Reduce : 減量化、Reuse : 再利用、Recycle : 再資源化) の推進をしている。
- ・ 計画段階から副産物発生量を予測し、目標・日々の実績管理により計画的に 4 R 活動を推進している。
- ・ 産廃排出を環境重点管理項目と捉え副産物内部監査を実施している。(監査対象作業所の 10 % 以上)

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙(2)による	
排 出 量	同上	t

(今後実施する予定の取組)

- ・ 上記取り組みに加え、更なる産業廃棄物の排出の抑制方法の検討及び実施を協力会社とともに継続して行う。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 工事規模により分別できる廃棄物の種類は異なるが、極力分別して排出するよう、従業員・協力会社に指導している。
- ・ 全作業所で資源循環を“見える化”した「リサイクルポスター」を掲示している。
- ・ 産廃排出を環境重点管理項目と捉え副産物内部監査を実施している。(監査対象作業所の 10 % 以上)

② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 上記取り組みに加え、更なる廃棄物の分別方法の検討及び実施を協力会社とともに継続して行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
② 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
—			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙(2)による	
	全処理委託量	同上 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	同上 t	t
	再生利用業者への処理委託量	同上 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	同上 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	同上 t	t
	(これまでに実施した取組) ・処理委託前に施設確認を行い、適正処理をしていると見込まれる処理会社に委託している。 ・継続的に処理を委託している処理会社には定期的に施設確認を行っている。 ・リサイクル率の高い処理施設を選定している。 ・処理委託については電子化を進めており書面と併せて契約を行っている。 ・産廃委託契約書やマニフェストの電子化を推進している。		

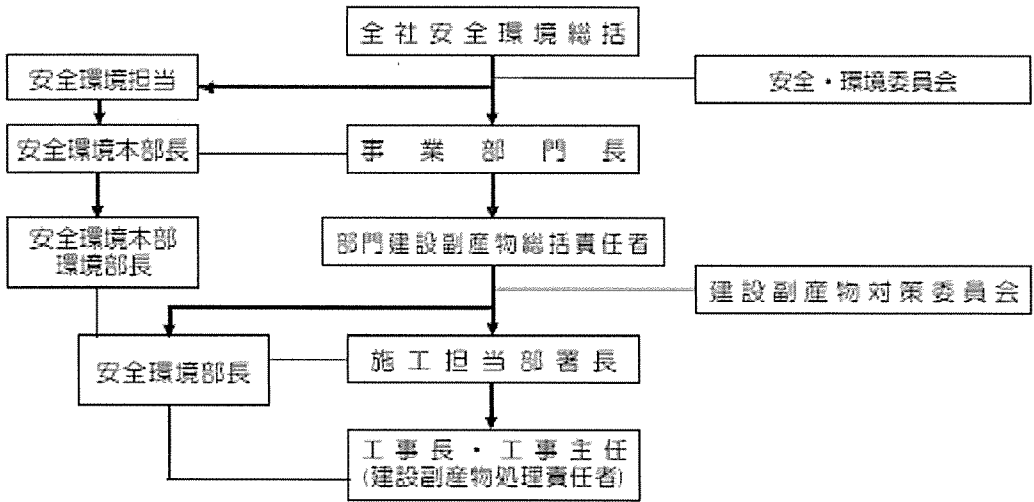
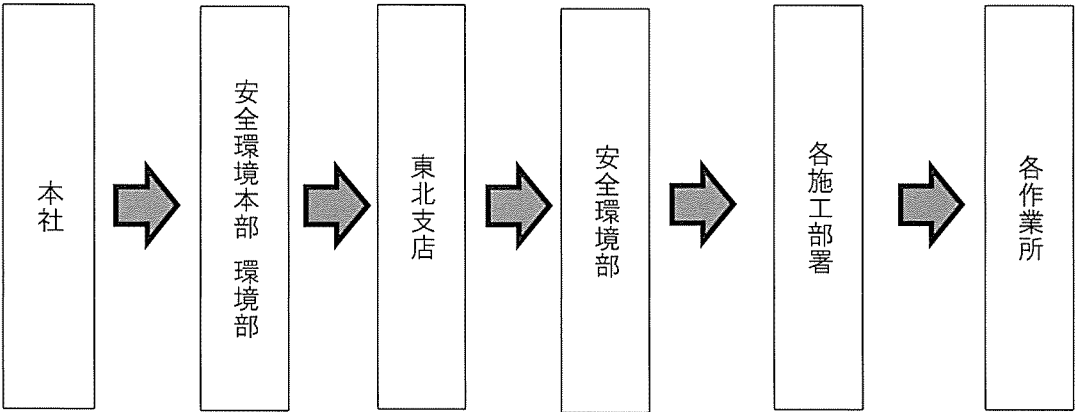
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙(2)による	
	全 処 理 委 託 量	同上 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	同上 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	同上 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	同上 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	同上 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状行っている取り組みに加え、適正処理及び再生利用の見込まれる処理会社から選定し、委託する。 ・産廃委託契約書やマニフェストの電子化を継続的に推進していく。		
※事務処理欄			

備考

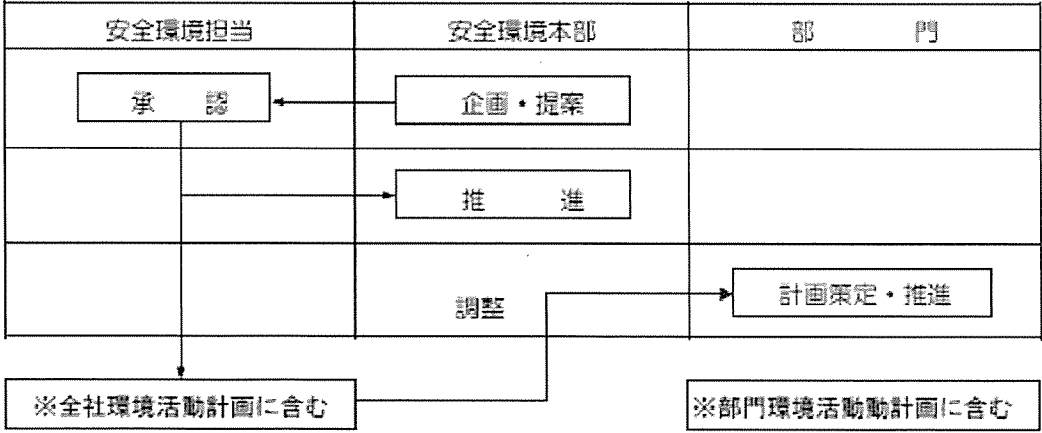
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

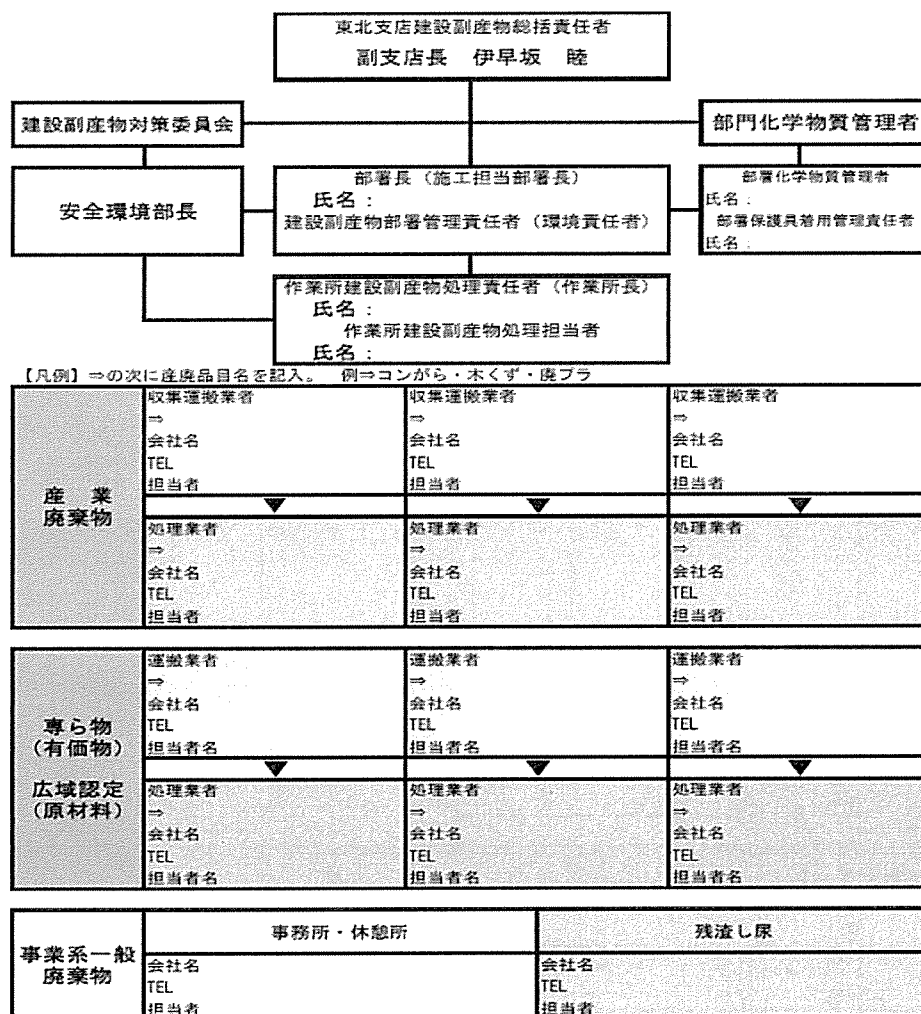
（管理体制図）

全社建設副産物の管理は、社長の委嘱を受けた代表取締役の全社安全環境総括の指揮により、以下のフローにより行われ、ラインの支援・指導は、各部門の安全環境部によって実施される。



（２）全社建設副産物適正処理計画展開の流れ





統括責任者	所属：東北支店、役職：安全環境部長	
廃棄物担当	東北支店 安全環境部	
役割	安全環境部	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理計画の作成 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約書の締結 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他廃棄物処理に関する各種事項の決定
	作業所	・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・産業廃棄物マニフェスト管理 ・委託契約書作成（収集運搬・処分業者選定） ・その他廃棄物処理に関する各種事項の管理

産業廃棄物の排出の抑制および処理の委託に関する事項

別紙(2)

[illegible]

